

(趣旨)

第1条 この告示は、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥としての資源化を図り、町民の環境保全意識の向上とごみの減量化を促進するため、家庭用生ごみ処理機器及び生ごみ処理容器（以下「機器等」という。）を購入して設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象機器等)

第2条 補助の対象となる機器等は、耐久性を有する次の各号に掲げるものとする。ただし、生ごみを単に破碎するだけの機器等は対象としない。

- (1) 家庭の生ごみ等を微生物等の作用又は乾燥装置により減量又は堆肥化する電気式のもの
- (2) 底部がなく、水分が地中に浸透し、かつ、悪臭及び害虫を発生させない構造及び材質である堆肥化のためのもの
- (3) EMボカシ等によって生ごみを発酵させ、又は分解することにより、当該生ごみを堆肥化及び減量化するもの
- (4) その他、生ごみの減量化及び堆肥としての資源化を図ることができると町長が認めたもの

(補助対象等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自らの家庭から排出される生ごみを処理する者で、次に掲げる要件のいずれも備えている者（団体、事業所及び法人を除く。）とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 町税等を完納していること。
- (3) 町内の自らが居住する家庭等に機器等（中古品を除く。）を設置し、かつ、周囲に迷惑を及ぼさないよう適正な管理ができること。

2 補助対象基数は、前条第1号の機器等については、1世帯当たり1基までとし、同条第2号及び第3号の機器等については、1世帯当たり2基までとし、同条第4号の機器等については、同条第1号から第3号までの機器等に準じて町長が定める基数までとする。

3 里庄町からの補助を受けて購入した機器等の買替えの場合は、補助を受けた日から5年以上を経過した場合又は町長が必要と認めた場合に限るものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次に定めるものとし、その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切

り捨てる。なお、経費の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の額を含み、送料及び工事費等を除くものとする。

(1) 第2条第1号の機器等に係る額は、購入に要した経費の2分の1以内とし、1基につき30,000円を限度とする。

(2) 第2条第2号及び第3号の機器等に係る額は、購入に要した経費の2分の1以内とし、1基につき3,000円を限度とする。

(3) 第2条第4号の機器等に係る額は、前2号に準じて町長が定める額とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、機器等の設置後3月以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに里庄町家庭用生ごみ処理機器等設置事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 生ごみ処理機器等販売証明書（様式第2号）又はこれに準ずる領収書

(2) 機器等設置後の写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(審査及び決定)

第6条 町長は、前条の交付申請書兼実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、里庄町家庭用生ごみ処理機器等設置事業補助金交付決定兼額確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の通知を受けた申請者は、速やかに里庄町家庭用生ごみ処理機器等設置事業補助金交付請求書（様式第4号）を提出し、町長はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付申請の対象とした機器等を他の者に転売又は貸与したとき。

(3) その他不相当と認められたとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式 (略)